

雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準

平成21年6月1日施行

雑踏警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員の配置

雑踏警備を行う場所ごと（当該場所の広さ、予想される雑踏の状況、従事する警備員の人数及び配置状況、その他の事情により当該場所が2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置。

平成22年6月1日施行

大規模イベント雑踏警備業務に係る現場統轄管理者としての1級検定合格警備員の配置

雑踏警備を行う場所ごと（当該場所の広さ、予想される雑踏の状況、従事する警備員の人数及び配置状況、その他の事情により当該場所が2以上の区域に区分される場合に限る。）に1級検定合格警備員を1人配置。

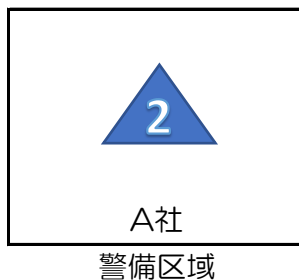


⇒1級検定合格警備員

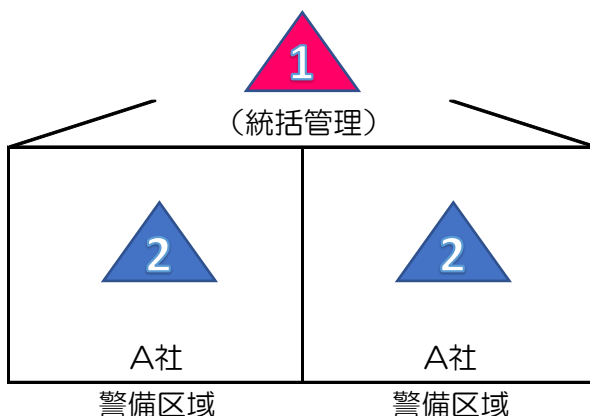


⇒2級（又は1級）検定合格警備員

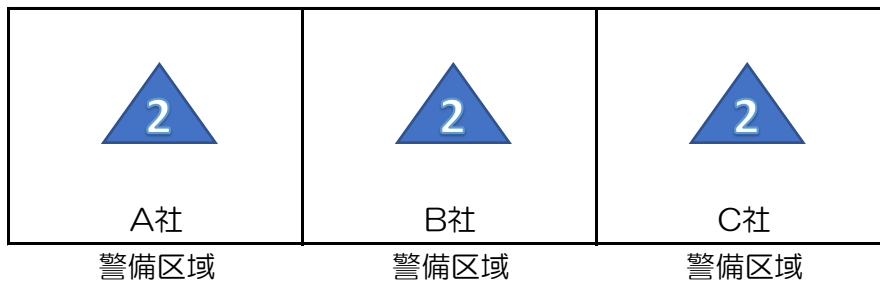
- ① 1業者が1区域で雑踏警備業務を行う場合、2級（又は1級）検定合格警備員を1人以上配置する。



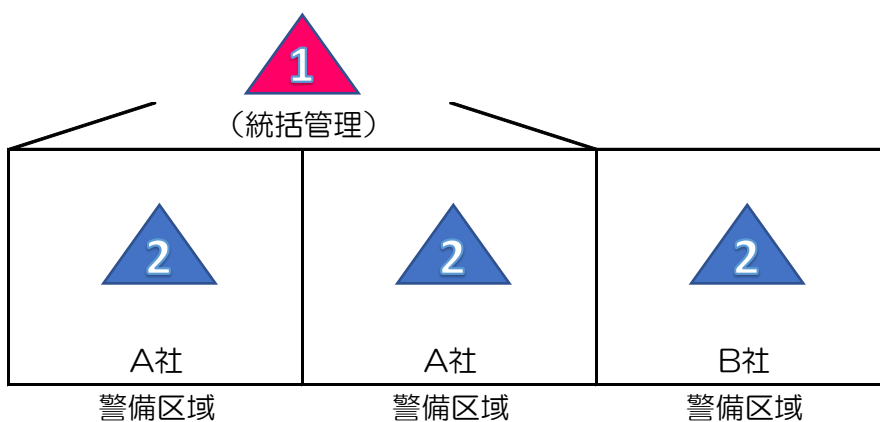
- ② 1業者が複数の区域で雑踏警備業務を行う場合、区域全体を統括管理する者として1級検定合格警備員を1人配置する。



- ③ 複数業者がそれぞれ1区域で雑踏警備業務を行う場合、2級（又は1級）検定合格警備員をそれぞれ1人以上配置する。



- ④ 複数業者が雑踏警備業務を行い、その中の1業者のみ複数の区域を担当する場合、担当する区域全体を統括管理する者として1級検定合格警備員を1人配置する。



- ⑤ 複数業者が雑踏警備業務を行い、それぞれの業者が複数の区域を担当する場合、担当区域ごとの全体を統括管理する者として1級検定合格警備員を1人配置する。

